

令和5年度徳島県犯罪被害者等支援審議会議事概要

1 日 時 令和6年3月5日（火）午前10時から正午まで

2 場 所 徳島県庁11階 特別講堂

3 参加者

委員13名（添付資料参照）

消費者暮らし安全局長、消費者政策課長、県警察本部犯罪被害者支援副室長
ほか

4 議事概要

(1) 会議の開催要件について

委員15名中13名出席であり、会議の要件を満たしていることを報告

(2) 協議事項説明

徳島県犯罪被害者等支援推進計画の進捗状況について、事務局より資料に基づき説明

(3) 協議概要

○委員

子ども関係について質問したい。資料1の番号18、57、58、71番になる。近年、クローズアップされてきているのは、子どもたちが性被害や虐待を受けたとしても、被害を認識できていない状況が非常に多いことがある。子どもたちが性虐待を認識できていないということは、教育の問題だと考えるが、県はこういう状態について把握できているのか。

また、性教育の実施状況について、お伺いしたい。義務教育まで継続的に性教育をしているのか。さらに、「子どもを性暴力被害から守るために」という冊子があるが、対象としている子どもの年齢はどこなのか。また、誰が教えているのか、いつ教えているのか、どのように教えているのか、冊子は配布だけなのか、という点についても回答を願いたい。

○事務局

教育委員会としても、子どもたちが被害を認識できないうちに被害に遭っているようなケースが多数あるとは認識しているが、具体的な件数は把握していない。そういった事案を防ぐことも含め、全ての子どもたちを性被害の当事者にしないように、幼児期からプライベートゾーンについて理解させるなど、命の安全教育の充実に努めている。

また、「子どもを性暴力被害から守るために」のリーフレットは社会教育向けである。子どもたちの性暴力が認識しにくいということが記載されており、

保護者や周りの大人がそれをサインで気づくことの重要性など、このリーフレットに記載している。

○会長

リーフレットの件については、委員からの2点目の質問、それをどのように使用しているのか、関連して性教育を誰が、いつ、どのような観点で実施しているのかという点、引き続きお答えいただきたい。

○事務局

リーフレットは現在配布中で、対象は、学校、PTA、社会教育の場である。リーフレットについては、社会教育の場を念頭に置いているので、研修等で本課の課員が教えるということを予定しており、時期については、来年度6月の社会教育指導者研修会を予定している。配布以外の周知については、ホームページへの掲載、研修会での啓発を予定している。

また、命の安全教育に関しては、対象は成人に達するまでの全ての子どもたちが対象となり、学級担任、養護教諭が中心となって、全ての教職員により実施することとなっている。時期については、保健体育の時間や、特別活動を含む教育課程内外の様々な機会となっている。どのように実施しているかという点については、講演会や授業等で文部科学省が作成した教材を中心にワークショップであるとか、講義形式で実施している。

○委員

こども家庭支援課はどのような見解か。

○事務局

子ども関係部署としては、性暴力対応と児童虐待対応の連携については、全国の児童福祉主管課長・児童相談所長会議の場においても、周知徹底がされており、特に子ども、若者への性暴力被害は、弱い立場に置かれた者が性被害に遭う事案が後を絶たない現状があり、対策を速やかに実行する必要があるということは認識している。解決すべき課題等としては、子育て現場や教育現場における、子どもや保護者を対象とした啓発活動が重要であり、未然防止と早期発見、また加害自体を防ぐことにも繋がると考えている。今後も、教育委員会や子育て支援担当部署と連携し、取り組んで参る。

また、子どもと職員が共同生活を送っている児童福祉施設等では、子ども同士や他者との距離感が近すぎるといったような、境界が曖昧なことが発生することから、プライベートゾーンを大切にすることについて、日頃から機会を捉え、子どもたちに分かりやすく、話をさせていただいている。

さらに、相談体制については、徳島県では、児童相談所と女性相談所が同一

の組織で、県内3箇所を設置されており、地域の身近なところでワンストップ相談支援が可能である。性暴力対応と児童虐待対応との連携については、大きなメリットであると考えており、今後も子ども、若者に寄り添った支援に努めて参りたい。

○委員

今の視点はどちらかというとな大人への教育。もちろん大事な視点だが、性教育はどうやったら子どもがサインを出せるかが重要である。子どもに対してきちんとした教育をしない限りは、大人がそのサインには気づけないと思う。ただ、子どものサインは非常につかみにくいことは、間違いなく、このサインに気づけないことで現場は非常に苦勞している。よって教育委員会と児童相談所など、心理職がいる部署と連携して、どういう性教育をするべきなのかということ垣根を越えてやる必要があるのではないかと思う。

また、パンフレットについては、何歳をターゲットにしているのかも聞いたが、お答えがなかった。きちんと年齢に応じた性教育というのを体系的にしていかないと子どもへの被害はなくならないと思う。もう一度質問するが、このパンフレットのターゲットはどこなのか。これを使って具体的に子どもに対してどのように教育をしていくのかという点についてもう一度お答えを頂きたい。

○事務局

このパンフレットは、社会教育向けになるので、子どもに配布するものではない。これに関しては、先ほど申したとおり、学校、PTA、社会教育などの場で活用する。子どもに対しては、命の安全教育という形で、文部科学省の教材を中心にしながら学校等で教えている。年齢に関しては、文部科学省から例として示されているもので、5歳から用いるようなモデルで指導者の要領ができています。

○委員

5歳からでは遅いと思う。私が扱った案件で4歳から虐待を受けていた子どもが存在する。文部科学省が示しているとかではなく、徳島県はどうするのか。警察や児童相談所と連携すれば、いつから被害を受けているのかというような統計的な情報は入手できると思う。もう一度検証してもらいたい。

○会長

ただいまの教育の観点について、その他の委員から何かご意見あればお願いしたい。

○委員

命の安全教育教材については、人権教育課から各学校の先生にも教材の周知をしていると思うが、年齢の発達段階に応じた3段階のDVD動画を学校現場でどのように活用しているのか。

○事務局

研修会等のアンケートからは、文部科学省からのスライド教材を利用しているという方が非常に多い。あとは、講演会で専門家の方をお呼びして、この内容を扱っていただいているということだったかと思う。

○委員

文部科学省が作成しているDVD動画を、学校で、必ず何らかの時間に視聴するというところまではできていない状況か。

○事務局

動画教材を必ず使うような指示等は学校にはしていない。スライド教材と動画教材があるので、両方使っている学校もあれば、スライド教材だけの学校もある。研修頻度としては、小学校低学年から中学年までで1回程度、高学年で1回程度、中学校で1回程度ということでお示ししている。

○委員

こういう事案について、県民の意識が高まってきている時なので、是非子どもたちにもそういった機会を提供できるよう、学校にも周知してもらいたい。

私に関わっていた生徒も、当時父親に性的虐待を受けていたことを、小学校の先生に話したが、何もしてくれないままだったと聞いた。教員も危機意識を持っていないと、そういうサインを見逃すことがあるので、その点も併せて周知啓発をお願いしたい。

○会長

学校でワークショップ等をする場合、例えばその場に既に被害を受けている子どもがいるかもしれないという観点がどの程度あるのかお伺いしたい。そこにも被害者がいたとしたら、どのような反応が起こるかという知識、またその子が何も言えない中で一人いるかもしれないという危機意識がどれくらいあるかによって、ワークショップの運営の仕方は異なってくると思う。現状、どのような点に注意してワークショップの運営をしているのか教えてもらいたい。

○事務局

既に被害を受けている生徒がいることを念頭に置かなければいけないということは、指導者の手引きの中でも強調されている。それも踏まえ、事前にこう

いうふうな授業をするということを学校便り等で、保護者に啓発している。加えて、生徒にもこういう授業をするということで、欠席してもかまわないというような配慮まで示されているので、教材等を活用する際には、必ずその点を押さえてもらうよう、人権教育主事の先生方へも強調している。

○会長

先ほど虐待事案についての本人からの訴えに学校の先生が、取り合わず対応を行ってくれなかったという具体的なお話があったが、それは必ずしも学校の先生だけに非があるという訳ではない。こういうトラウマ事案というのは、聞く側にも非常に傷をもたらすものであって、専門的には二次受傷と言われるが、そういう点で先生方へのサポートも充実していかないといけない。先生方が知識を持ったからといって、日常業務も抱えながら、トラウマ事案に向き合うということは容易ではない。先生方へのサポートというのも併せて御検討いただきたい。

○委員

今、教育委員会では、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、いわゆる3Sの活用について議論されていると思うが、スクールカウンセラーに対して被害者心理の研修を行っているのか。また、スクールソーシャルワーカーにもそういう教育を考えているのかお伺いしたい。

○事務

スクールカウンセラーに対する研修は、年間に3回ほど実施している。令和5年度は、その中で性暴力被害について取り上げた研修も含まれていたもので、被害者の心理に関する内容もあったかと思うが、犯罪被害者心理に特化した研修は行われていない。

来年度以降については、スクールソーシャルワーカーへの研修も含め、被害者心理に特化した研修は予定していないが、今後、そのような点も踏まえ検討して参りたい。

○委員

スクールソーシャルワーカーの研修については、毎月集まって事例検討などを行っているが、そういった心理的支援の研修内容はない。やはり貧困、不登校、いじめ、発達障害の事案が非常に多い状況である。ただ、視点としては、二次受傷の話も含めて、トラウマの話扱うのは必要であるので、今後取り入れたいと思う。

○会長

事例検討はいろいろと行われているが、先ほど委員からもお話があったように、一つの職種だけで実施されていることが多いかと思う。例えば3Sの職種などが集まって事例検討会を行うなど、それぞれの視点・観点があってもいいのではないか。様々な研修会の在り方を御検討いただきたい。

○委員

3S連携事業というのがあったが、今年度は予算化されていない。それぞれの専門家が学校の先生を交えて議論を行ったりと、現場で評価が高かった。この事業をやめずに是非継続してもらいたい。

○会長

最近、トラウマセンシティブ～や、トラウマインフォームド～というようなトラウマ支援の視点が日本にも入ってきており、様々な研修が広がっているが、徳島県で開催されることは多くない現状もある。県や各関係機関との合同研修なども御検討いただけたらと思う。

また、委員からお話のあった3S連携事業の予算化についても是非お願いしたい。

○委員

資料の7ページの番号28、29の民間支援団体の関係について。民間団体の活動と市町村、県、県警などとの連携が、犯罪被害者支援には非常に大きな力になる。県外でも被害当事者のNPO法人などが設立されてきているが、現在、徳島県における、被害者の方々の団体の活動状況や、民間団体に対しての支援の内容を教えてもらいたい。

○徳島被害者支援センター

当センターの活動としては、電話相談、面接相談、裁判所等への直接支援、カウンセリング等を行っている。県及び県警からの支援としては、研修や講演会など各種事業の委託や、相談員等の人件費の予算を付けてもらっている。

○委員

被害者支援センターも民間団体であるが、今後は、被害当事者の方がNPO法人等を設立し、身近な市町村と繋がり、様々な意見を述べて、行政を動かしていくように発展してもらいたいと考えている。

○委員

4点質問をしたいと思う。まず、1点目は県下の各市町村の条例制定の進捗状況を伺いたい。2点目は、徳島県は条例ができてまだ比較的新しいが、他の

自治体は制定から時がたち見直しをしている所もあると聞く。他県条例との比較など行っているか。3点目は、刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度ができたが、その実施状況を把握しているなら教えてほしい。4点目は、民間団体への支援に関連して、他県の被害者支援センターにおいては、自治体の公共施設に入居させてもらって、家賃の心配がないような所もあり、立地もより利便性の良いような所に移っていると聞く。徳島被害者支援センターについても、駅前のアミコビルの中など、交通の便がよく、気楽に立ち寄れるような場所に移動するというような考えがあるのか伺いたい。

○事務局

まず、県内市町村の条例制定状況については、令和3年度的那賀町を皮切りに、昨年9月に小松島市と阿南市において条例制定がなされた。県としても、各市町村に研修等を通じて制定の働き掛けを行っており、今年度は、県警とも連携し、未制定の市町村に対して、首長や副市町村長など、幹部クラスの方へ直接訴えかけるような形で働き掛けを強化した。現在、制定に向けてのレベル感には若干差があるが、前向きに検討をしている自治体が11団体あり、制定に向けての広がりがあると感じている。

2点目の他県の条例に関しては、令和5年度に愛媛県で条例が制定されており、愛媛県の担当者と情報交換を行い、給付制度などの実施状況などを確認している。徳島県の条例の見直しについては、他県の状況や今後の国の動きを踏まえ、検討して参る。

3点目の刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度については、事務局では把握していない。

4点目の民間支援団体の立地場所については、いろいろと御意見はあろうかと思うが、今教えていただいた他県の実情や、メリット・デメリットを勉強させていただきたい。

○委員

徳島被害者支援センターにおける支援コーディネーター1名相当の人件費については県から支援があるが、非常勤でなく、常勤として1名相当なのか。

あと、資料1の31番に「コーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の養成への支援」ということが記載されているが、将来的には1名ではなく、予算を増やす考えがあるのか伺いたい。

○徳島被害者支援センター

コーディネーターについては、常勤ではなく、非常勤1名で予算要求をしており、予算を付けてもらっている。将来的に増やすということについては、今のところは検討していない。

次に、民間支援員の養成については、相談員を目指す方へ養成講座を開催しており、現在18名が登録し、今年度9名の者に修了書を出した。その中から相談員になりたいという人がいたら採用を検討することになるが、現時点では現在の体制で問題ないと考えている。

○委員

我々支援する側としては、徳島被害者支援センターにコーディネーターが1名では足りないと思っている。県が行政機関として条例に基づいて、きちんと一定の方向性を出さないと体制は作れないと思う。県としてコーディネーターを常勤、かつ複数名を雇えるだけの体制を作れるよう、支援員を養成するつもりがあるのか伺いたい。

○事務局

どの程度の支援員を養成するかということについては、実際の相談状況からニーズ等を確認し、必要となるマンパワーを踏まえ、予算要求等を検討することになると考えている。

○委員

現状把握と言うが、情報がなければもう少し調査をしてもらいたい。県警察への相談が94件あり、本人の意向等もあるかと思うが、なぜ早期援助団体の支援センターに9件しか情報がいかないのか。現場のニーズと言うなら、支援センターだけのニーズではなく、もっとほかの民間団体などの意見も吸い上げてもらいたい。鶏が先か、卵が先かの議論ではなく、県が方針を示さないと体制は作れない。

○委員

国の犯罪被害給付制度については、給付額を増やすという方向で進んでいるが、この制度は申請してから給付されるまで何か月もかかる。しかし、議論しなければいけないのは、いかにして被害者の生活を支える一時金を給付するかということ。その観点から言うと、遺児に対する応援金は大事な制度だが、さらに対象を広げて、都道府県レベルの一時金や市町村への補助など、被害にあった方に対する給付金について、もう一度検討していただきたい。

○事務局

現時点では、住民にとって一番身近な自治体である市町村において実施していただきたいと考えている。今後、国の動向や他県の状況等を踏まえて、検討して参りたい。

○会長

支援コーディネーター、被害者への一時金給付については、国や他県の状況、何より徳島県のニーズ調査を踏まえての予算確保をお願いしたい。

○委員

現在、配偶者暴力支援センター内にワンストップ支援センターがあるが、ワンストップ支援センター専従の相談員はいるのか。また、ワンストップ支援センターができる前後で、配偶者暴力支援センター相談員の人数の増減について教えてもらいたい。

次に、国の第5次男女共同参画基本計画では、コーディネーターの配置・常勤化などの地域連携体制の確立、専門性を高めるためなどの人材の育成や運営体制確保、支援員の適切な処遇など運営の安定化及び質の向上を図る取組をすることが国の方針として明確に示されているが、これに対する徳島県の進捗状況について伺いたい。

さらに、児童相談所ではLINE相談をしているが、ワンストップ支援センターではなぜLINE相談をしないのか伺いたい。

もう一つ、これも第5次男女参画基本計画で、男性被害者等に対する必要な配慮が図られるよう相談及び支援体制の充実を図ることがうたわれているが、これに対して徳島県はどう取り組んでいるのか。

最後に、児童相談所と配偶者暴力支援センターが同じ施設にあることにメリットがあることは知っているが、そろそろワンストップ支援センターを病院に作らないのか。

○事務局

相談員の体制については、こども女性相談センターに女性支援相談員を任用しており、DVや性暴力被害者の相談であったり、女性に関する悩みについての相談を受け付けている。

ワンストップ支援センターができる前後での相談員の人数の増減については、センターが設置された平成28年度より1名女性支援の相談員を増やしているが、その後、土日や時間外の電話相談を委託に変更し、現状は、女性支援相談員9名の定員である。

LINE相談については、現状は実施していないが、若年層からの悩み相談を受ける民間団体への助成を行っている。また、内閣府において性暴力に関するSNS相談(Cure time)を行っており、その周知を図っている。

男性の性暴力被害者への支援については、令和6年度予算で男性被害者が被害から早期に回復できるよう、カウンセリングや弁護士相談など、適切な支援が受けられる男性専用の相談窓口を設置する費用について予算を計上している。

拠点病院については、本県では拠点病院という形ではなく、地域や診察時間、

本人の意向を踏まえ、連携する病院に協力いただく体制をとっている。

○委員

まず、男性被害者の相談窓口は、配偶者暴力支援センターに作れないと思うが、どこに作るつもりなのか。また、LINE相談に関して、民間団体に助成しているということだが、民間団体出の実施は、ワンストップ支援ということになるのか。国がワンストップ支援をするように言ってるのにもかかわらず、なぜワンストップ支援センターではない民間団体に助成するのか分からない。

あと、ワンストップ支援センターと配偶者暴力支援センターは根拠法令が別で、それぞれ予算が別に付くはずなのに、なぜ徳島県では乱雑になっているのか。本来、ワンストップ支援センターに専従相談員を入れないといけないのではないか。他の都道府県のワンストップ支援センターの相談件数はかなり伸びているが、徳島県は伸びていない。このことは、様々な所から指摘されていると思うが、もう一回検討してもらいたい。

最後に、拠点病院をつくるというのは、国の第5次計画でも求められているので、現在、連携型であっても、拠点病院は作らないといけないのではないのか。

○事務局

男性の性暴力被害支援の窓口については、こども女性相談センターに窓口を設置するのではなく、被害者支援を行うのに適当な団体に委託を検討している。拠点病院については、協力していただける病院を探すところからスタートになるので、今後、医師会などと相談することになるのではないかと思う。あと、LINE相談については、予算もかかる話なので、すぐに即答できないが、今後検討させていただきたい。

○委員

児童相談所はLINE相談を実施している。同じ県内なので、よく検討していただきたい。拠点病院については、県立病院などの公的な病院が想定されると思っている。医師会の協力も大事であるが、県がやる事業なら病院局への協力依頼を出せばよいのではないか。あと、男性の性暴力被害の相談を委託することだが、委託先をワンストップ支援センターとして扱うということか。

○事務局

組織の中できちんと協議できてないので、また検討させてもらいたい。

○会長

この点は大きな論点かと思う。本来のワンストップの意味とは何なのかとい

うのが根本にあるかと思う。被害者の方がたらいまわしにされず、必要な医療や支援を一箇所で受けられる。また、情報がいたりきたりしないという点でワンストップの重要さというのは、常々言われている。

先ほど、委員からもお話があったように、委託形式で本当にワンストップということになるのか。今一度、ワンストップの在り方について御検討いただき、施策に反映していただきたい。

○委員

県民等への理解促進に関して、今年度も8月に被害者遺族講演会が開催されたが、そのことを新聞広報で知った。せっかくの機会なので、できるだけ多くの県民の方も参加できるような広報の仕方を考えていただきたいが、現状の広報の方法を教えてもらいたい。

○事務局

現状の講演会に係る広報周知については、ホームページへの掲載、事前のマスコミへの資料提供、チラシの展示等を行っているが、今後より多くの方が御参加いただけるよう、事前の広報を徹底して参りたい。

○委員

イオンモールでもチラシを配っているが、講演の前に周知を兼ねてやったほうがいいし、配る時間も検討したほうがよいと思う。

○会長

今回、若い人向けにLINEを活用すべきであるとか、広報の方法もチラシだけでいいのかといった意見があがっている通り、様々なツールを使用した新たな広報の形を御検討いただきたい。

○事務局

ホームページによる広報となると、プル型となって、なかなか伝えたい人に伝わりづらいという側面がある。県のほうでも、能登半島地震を受けて、県公式LINEの登録促進を呼びかけており、県政の重要な情報などをプッシュ型で通知している。そういうツールも利用して、より周知が広がるように努めて参りたい。

○会長

若者世代へ情報を届けるには、どのようなツールがあればいいか、など意見や情報があれば教えてもらいたい。

○委員

若者向けに発信するツールとしては、LINEもあるが、インスタグラムであったり、X（エックス）を通じて、情報入手する機会が結構多い印象があるので、そういったツールを用いた発信も有効なのではと思う。

○事務局

県のほうでも、ありとあらゆるSNSを活用して、発信に努めて参りたい。

○委員

第4次犯罪被害者等支援計画では、精神保健福祉センター職員の犯罪被害者等に対する心の健康回復のための支援が適切に行われるように職員の理解促進に努めるとあるが、徳島県としてどのような取組をしているのか。

もう一つは刑訴法改正の関係で、児童相談所では、代表者面接の具体的な研修が行われている。ワンストップ支援センターでも同様に重要な事柄であり、適切な知識を持つ職員の配置が求められる。刑訴法の改正を受けた相談員の研修は実施するのか。検察庁や警察と連携して、児童相談所、ワンストップ支援センター、弁護士会など、一緒に研修をやらないといけないと思う。

○事務局

精神保健福祉センター職員の理解促進については、市町村の担当者研修において、市町村のみならず、精神保健福祉センターへも案内をしている。

国の第4次計画においても、受講を促進し、職員の理解促進に努めるという厚生労働省からの趣旨もあるので、精神保健福祉センター職員に日程調整等を行い、出席をしていただけるよう要請して参りたい。

○委員

刑訴法改正については、検察庁内でもいろいろな問題提起等、研修を行っている。もちろん犯罪者に対する刑罰権の適正な行使というのが重要な課題であるが、その一方で被害者に対する思いというのは、これまでないがしろにされた面もあるので、現在は、被害者支援という側面からもいろいろと働き掛けをしているところである。刑訴法改正については、まだ具体的に入ってないところもあるので、ここで詳細を申し上げることはできないが、私どもとしては、法を適正に適用・運用していくという心づもりである。

○事務局

ワンストップ支援センターでは、改正刑法の研修等は内閣府の研修を活用して理解を深めている。関係者が集まった研修などは、今後検討させていただきたい。

○委員

本当に、相談員に対して、捜査照会がくるので、きちんと研修したほうが良いと思う。

○会長

この分野は法律というのが必ずついて回るもの。それが根拠になるものでもあるので、根拠を踏まえた早急の御検討をお願いしたい。

条例も制定されてから、しばらく経過すると見直しの時期がやってくる。その際には、関係省庁や他県の状況を踏まえつつも、徳島県としてどうするのかというところが問われる。具体的に被害者のことを考え、今一度、支援の根本に戻り、より良い支援に繋げていってほしい。